

## 令和3年瑞穂町農業委員会1月総会

令和3年1月25日、令和3年瑞穂町農業委員会1月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

### 農業委員会委員

1番	村山正信	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	榎本雄一
			【欠席】				
5番	坂田敬一	6番	長谷部冬樹	7番	清水正久	8番	榎本和夫
			【欠席】				
9番	榎本勝昭	10番	臼井順央	11番	栗原始	12番	上野勝
	【欠席】		【欠席】		【欠席】		

### 農地利用最適化推進委員

池田幸司	関谷博明	西村一彦
【欠席】	【欠席】	【欠席】

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業課長 長谷部 康行 農政係長 田中 悠也  
(事務局長) (書記)

農政係 竹中 都佳紗

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 相続税納税猶予の継続に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 3 年瑞穂町農業委員会 1 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、4 番委員の榎本 雄一さんと 7 番委員の清水 正久さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号、番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第 1 号番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、農振区分〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的営農型太陽光発電設備の設置、転用理由〇〇、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。

現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 1 号、番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 2 号番号 1、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定についての議題に入ります。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第 2 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。

現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑は

ございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第2号番号1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第2号番号2、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についての議題に入ります。事務局より説明を求めます。

事務局

(竹中 都佳紗 君) 議案第2号、番号2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。

現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第2号番号2、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第3号番号1、相続税納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についての議題に入ります。事務局より説明を求めます。

事務局

(竹中 都佳紗 君) 議案第3号番号1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容平成30年1月24日から令和3年1月25日まで、適格者証明平成24年1月23日、以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。

現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第3号番号1、相続税納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第3号番号2、相続税納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についての議題に入ります。事務局より説明を求めます。

事務局

(竹中 都佳紗 君) 議案第3号番号2 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容平成30年1月24日から令和3年1月25日まで、適格者証明平成18年1月23日、以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。

現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第3号番号2、相続税納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第4号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についての議題に入ります。事務局より説明を求めます。

事務局

(竹中 都佳紗 君) 議案第4号、番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。本件は可否を問うものではなく農地中間管理機構に意見を付する議案となりますが、意見のある方はいらっしゃいますか。

7 番委員 (清水 正久 君) 所有機械がないとありますが、耕作面積から考えると機械なしでは耕作が不可能に思えます。貸借等をしているのでしょうか。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 近隣の方や農業協同組合から借用したものを使用しているそうです。

議長 (上野 勝 君) 他に意見はありますか。

「意見なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 他に意見がないようですので、意見聴取を終了いたします。それでは、意見なしということ農地中間管理機構へ付してよろしいでしょうか。

「意義なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 異議がないようですので、意見を決定いたします。続きまして、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明いたします。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。続きまして、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について説明いたします。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由資材置場。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 2 号を終了いたします。

続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(竹中 都佳紗 君) 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号6、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和3年瑞穂町農業委員会1月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 1時50分